

こんにちは 家畜保健衛生所です！！

豚流行性下痢(PED)の防疫措置の徹底について

家保便り 第28-2-15号
平成28年10月

いまだ夏の暑さが残りますが、朝夕と秋の気配が次第に濃くなって参りました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

PEDは一部の県で散発的に発生が続いており、過去3年間を見ると気温が低下する10月以降に本病が発生しています。

今年も以下の点に留意し、PEDの防疫措置を再度徹底しましょう！

農場にウイルスを持ち込ませないようにしましょう！



病原体の農場への侵入は、感染豚の導入や感染豚の糞便に汚染された人、車両・物品の持ち込み等によって起こるとされています。

◆導入する場合は導入元の農場の疾病発生状況を確認。

2～4週間は可能な限り他の豚と隔離して健康観察を徹底！

◆衛生管理区域内への不要な人の出入りを避ける。

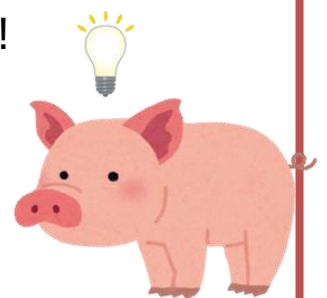
◆入場者の記録はきちんと残す。

◆農場・畜舎の出入り口での人・車両の消毒を徹底する。

◆衣服の更衣・長靴の履き替えを確実に実施する。

◆食品残さを利用する場合は加熱などの適切な処理を行う。

◆と畜場出荷前後は、十分に車を消毒する。



ワクチンの特徴を理解し、積極的に利用しましょう！



ワクチン接種母豚から生まれ、その乳汁を飲んだ子豚は、国内で流行している PED ウイルスに感染した場合の死亡率が低下しています。そのため、母豚へのワクチン接種により、国内で流行している PED ウイルスによる子豚の被害が軽減できる可能性が高いです

◆母豚に接種する。

子豚・肥育豚にワクチンを接種しても効果がありません！



◆母豚が十分に乳を出しているか、哺乳豚がきちんと乳を飲んでいるかを確認。

抗体を有した乳汁を飲むことで哺乳豚に効果が現れます！

◆ワクチンの継続使用。

発生後に接種しても、十分な効果を得ることが難しくなります！

異常があればすぐに家畜保健衛生所に連絡を！



通報の遅れは他の農場への感染拡大につながります。

通常と異なる 下痢や嘔吐、食欲不振、死亡等が確認された時には

必ず家畜保健衛生所までご連絡ください！

平日

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440